

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和2年12月7日 10時36分ごろ
発生場所	静岡県沼津市若松埼北方沖 伊豆大瀬埼灯台から真方位089° 1.8海里付近 (概位 北緯35° 01.9′ 東経138° 49.5′)
事故の概要	プレジャーヨット ^{ユキカゼ} yukikazeは、漂流中、定置網に進入し、同網が損傷した。
事故調査の経過	令和3年1月8日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット yukikaze、5.8トン
船舶番号、船舶所有者等	271-39942静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 定置網に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船首を北東に向けて釣りをしながら漂流中、船長が左舷方の定置網（以下「本件定置網」という。）まで約30mあったので、2～3分程度であれば本件定置網に進入するほど近づかないと思い、操舵室で釣りの仕掛けを取り替えていたところ、左舷方に圧流されていることに気付かず、本件定置網に進入して推進器が絡網し、本件定置網を損傷した。 本船は、漁業協同組合所属の船舶によって定置網から引き出された後、自力で航行した。
分析	本船は、風力2の南南東風が吹く状況下で漂流中、船長が、2～3分程度であれば本件定置網に進入するほど近づくことはないと思い、操舵室で釣りの仕掛けを取り替えていたことから、左舷方に圧流されていることに気付かず、本件定置網に進入して推進器が絡網して本件定置網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が風力2の南南東風が吹く状況下で漂流中、船長が、本件定置網に進入するほど近づくことはないと思い、操舵室で釣りの仕掛けを取り替えていたため、左舷方に圧流されているのに気付かず、本件定置網に進入して推進器が絡網したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、養殖施設付近等で漂泊する際、圧流により施設に進入しないよう、施設から十分な距離を確保すること。
- ・ 船長は、絡網、絡索等の可能性が高い定置網の近くで釣りをしないことが望ましい。